

1 決算の概要

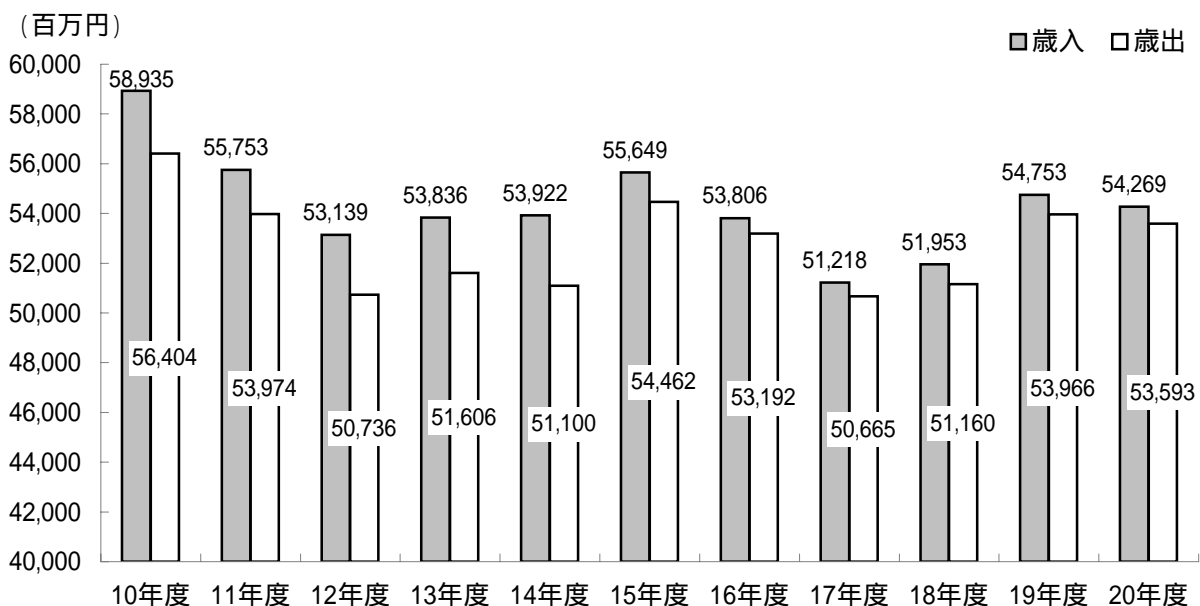
- (1) 平成20年度の普通会計歳入決算額は前年度比0.9%減の54,269百万円、歳出決算額は前年度比0.7%減の53,593百万円となり、歳入歳出ともに減少
- (2) 市税は、4年連続で増収となり、平成10年度を上回って過去最高の決算額となった
- (3) 単年度収支は、平成9年度以来の黒字となった前年度に続いて、2年連続の黒字
- (4) 社会保障制度に基づく福祉サービスの提供に直接必要な経費である扶助費は、前年度と比較して551百万円の増加(10,778百万円、 11,329百万円)
- (5) 障害者・高齢者や児童などの社会福祉や、生活保護などにかかる経費である民生費は、8年連続で増加し、前年度と比較して2.8%増の19,302百万円となり、歳出に占める割合は3分の1以上となっている
- (6) 税収が過去最高となったものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、扶助費が増加したことなどにより、前年度と比較して0.2ポイント悪化(92.6%、 92.8%)し、財政構造の硬直化が進んでいる

< 普通会計 >

地方公共団体は一般会計の他に特別会計を設置していますが、それぞれの会計名称や範囲などは各地方公共団体によって異なります。

当該資料では、他都市との比較を行うために、一般会計と特別会計のうち、公営企業・収益事業会計などに属するものを除いた「普通会計」という統一的な会計区分を用いています。

歳入・歳出決算額の推移



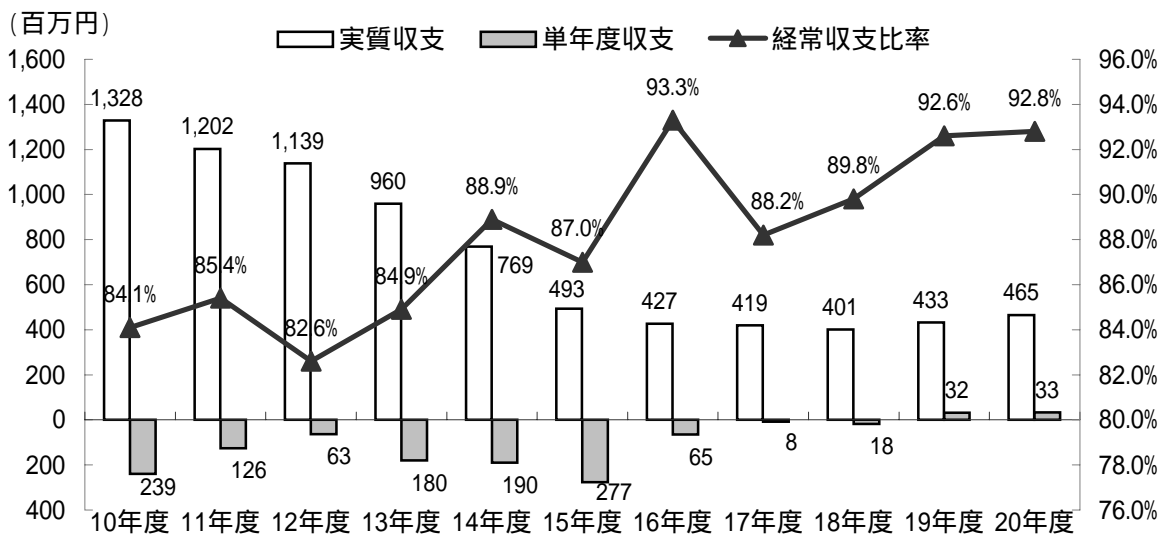
平成20年度の普通会計歳入決算額は前年度比0.9%減の54,269百万円、歳出決算額は前年度比0.7%減の53,593百万円となり、歳入歳出ともに減少となりました。

平成20年度 普通会計決算収支

歳入総額	54,269 百万円
歳出総額	53,593 百万円
形式収支	676 百万円
翌年度に繰り越すべき財源	211 百万円
実質収支	465 百万円
平成19年度の実質収支	433 百万円
単年度収支	33 百万円

四捨五入の影響により、差引後の数値が一致しない場合があります。

実質収支・単年度収支・経常収支比率の推移



財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度と比較して0.2ポイント悪化し、92.8%になりました。

単年度収支については、2年連続の黒字となりました。

< 実質収支 >

歳入と歳出の差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。

< 単年度収支 >

当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。

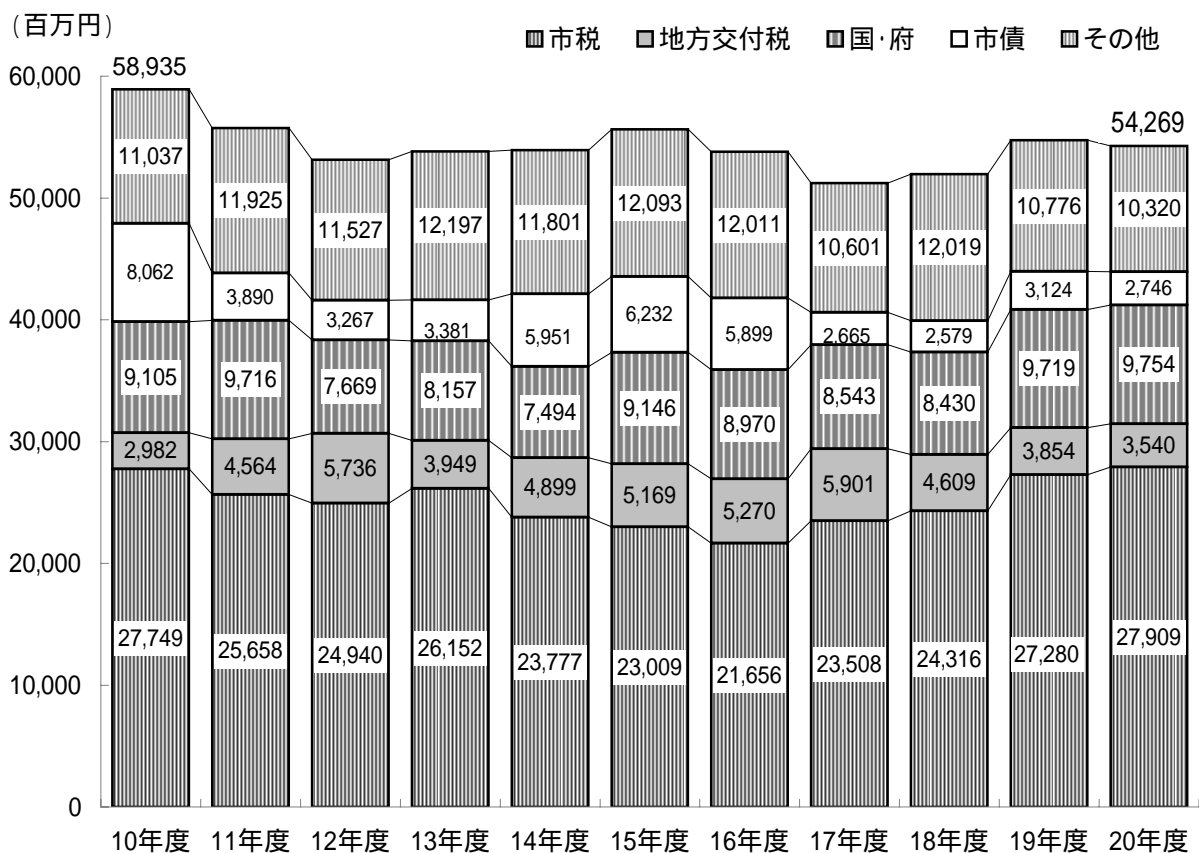
当該年度だけの収支が把握できます。

< 経常収支比率 >

毎年度経常的に入ってくる歳入に対して、毎年度経常的に支払う歳出がどれぐらいの割合を示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられます。

都市にあっては75%が妥当と考えられています。

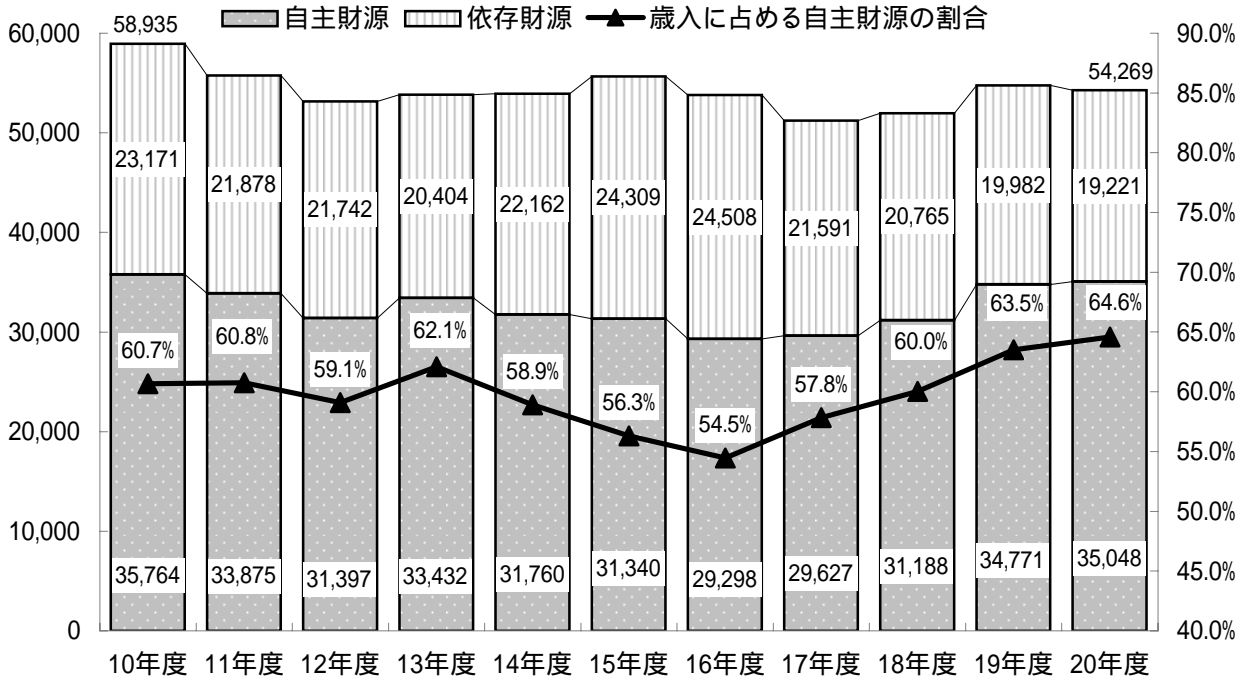
歳入決算額の推移



平成20年度歳入決算額は54,269百万円で、前年度と比べると0.9%の減少となりました。市税は前年度から2.3%増加し過去最高の27,909百万円となりました。これにより、歳入全体に占める市税の割合は前年度より1.6ポイント上昇し、51.4%となりました(49.8%、51.4%)。

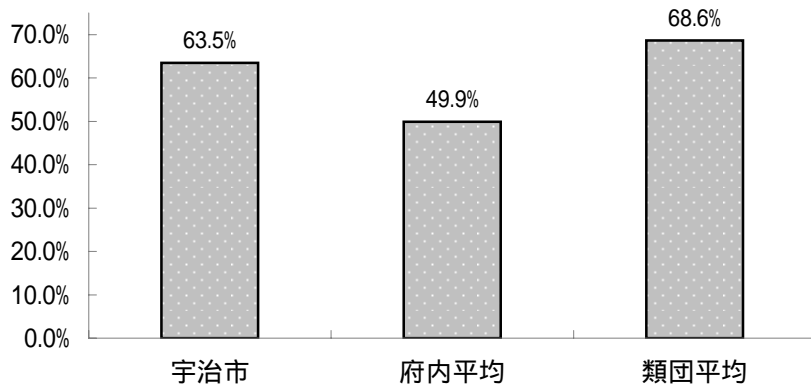
自主財源と依存財源の推移

(百万円)



歳入は財源の自主性を基準に、自主財源と依存財源に区別することができます。自主財源とは市税、使用料、手数料など地方公共団体が自主的に収入することができる財源をいい、自主財源の多寡は行政運営の自主性・安定性を確保しうるかどうかの判断基準となります。本市の歳入全体に占める自主財源の割合は概ね60%前後で推移しています。

【平成19年度 歳入額に占める自主財源の割合】
(府内13市平均および類団平均との比較)

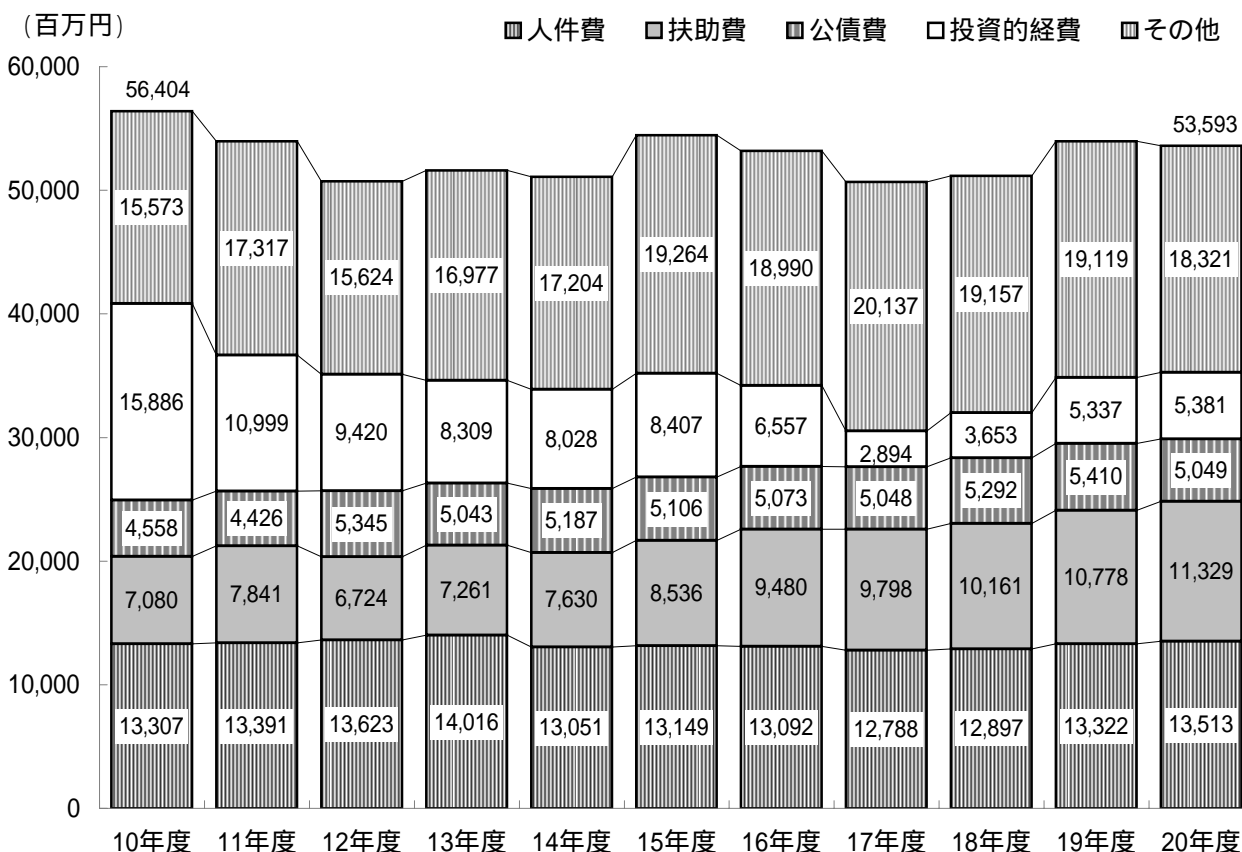


歳入額に占める自主財源の割合を類似団体(類団)などと比較した場合、宇治市は府内13市平均の49.9%より高い水準にはあるものの、類団平均の68.6%と比べると低い水準となっています。

< 類似団体(類団)との比較について >

本市の決算状況と比較・分析するため、類似団体(以下類団)の各決算状況の平均値を記載しています。類団とは、毎年度地方公共団体からの報告に基づいて総務省が作成する都道府県財政指数表および類似団体別市町村財政指数表における、人口や産業構造によって分類された団体区分に基づく同一区分帯に属する団体をいいます。

歳出決算額（性質別）の推移



性質別経費とは、経費の性質を基準として分類するもので、人件費・扶助費・公債費・投資的経費などがあります。

人件費・扶助費・公債費の合計である義務的経費は、年々増加する傾向にあります(義務的経費については「6 義務的経費」参照)。

投資的経費については、小・中学校の耐震改修や駅前広場の整備事業などにより、3年連続の増加となりましたが、平成20年度は前年度並みの5,381百万円となっています。

< 人件費 >

報酬、給料、退職手当など、行政委員や職員などの勤務に関して必要な経費です。

< 扶助費 >

社会福祉制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

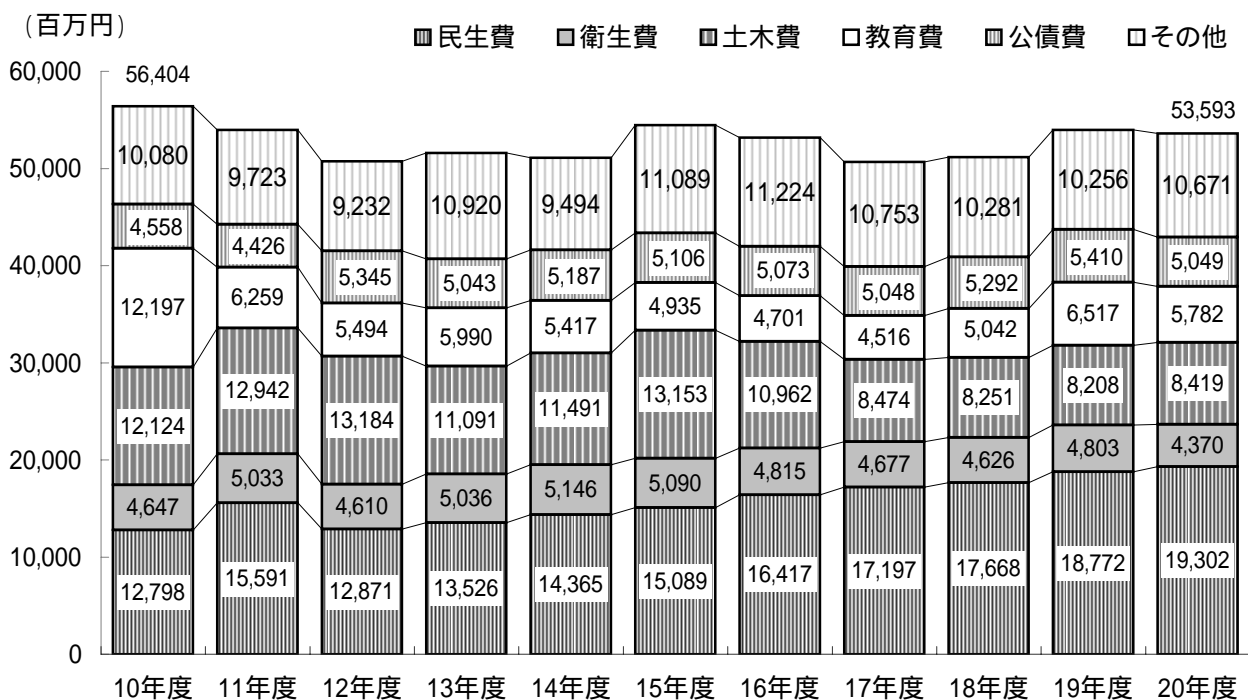
< 公債費 >

市債の返済に要する経費で、市債の返済金とその利子です。

< 投資的経費 >

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等ストックとして将来に残るものに支出される経費です。

歳出決算額（目的別）の推移



目的別経費とは経費を行政目的ごとに分類するもので、民生費・衛生費・土木費などがあります。

目的別に歳出の推移を見ると、民生費の割合が増加し、土木費が減少する傾向にあります。民生費は扶助費などの社会保障関係経費の増加に伴い、8年連続で増加し、前年度との比較で2.8%増の19,302百万円となり、歳出に占める割合は3分の1を超えています。

< 民生費 >

障害者・高齢者や児童などの社会福祉や、生活保護などにかかる経費です。

< 衛生費 >

各種健康診査、予防接種、斎場運営、環境対策、ごみ収集・処理などにかかる経費です。

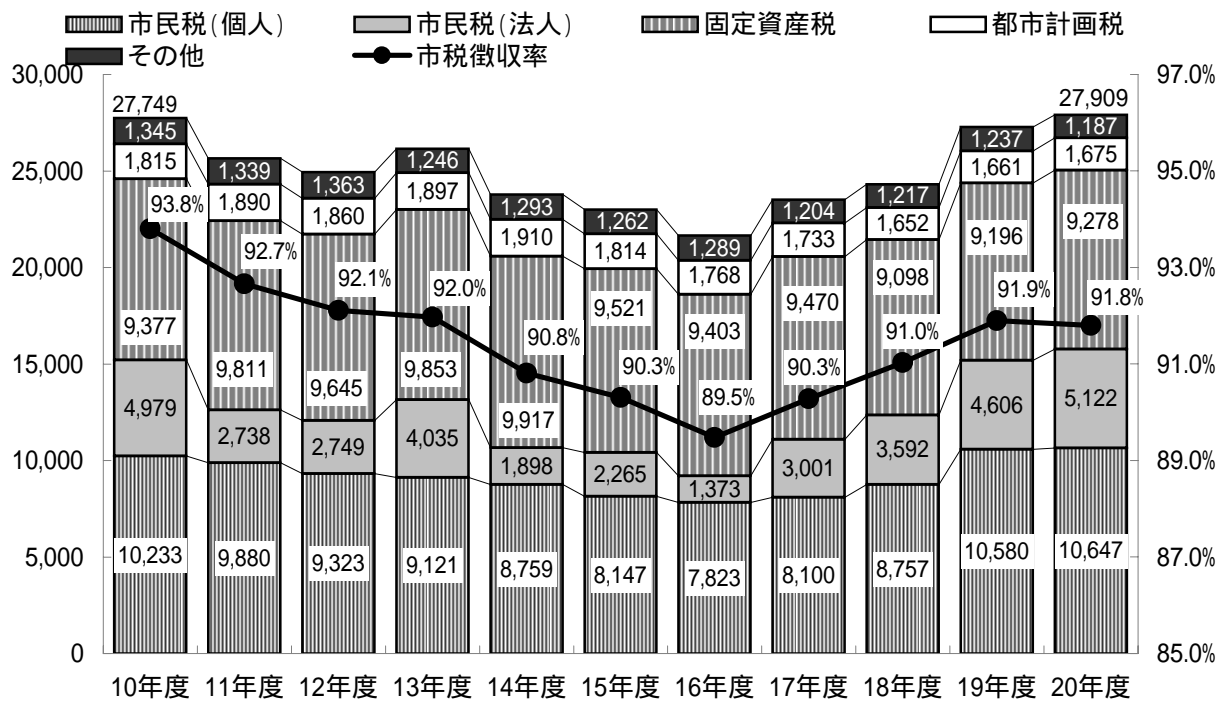
< 土木費 >

道路や橋、公園、市営住宅など都市の基盤整備や維持にかかる経費です。

2 市税

- (1) 税制改正などの影響もあり、個人市民税・法人市民税ともに4年連続で増収となり、平成10年度を上回って過去最高の決算額となった
- (2) 平成20年度の市税徴収率は、前年度と比較して0.1ポイント減の91.8%

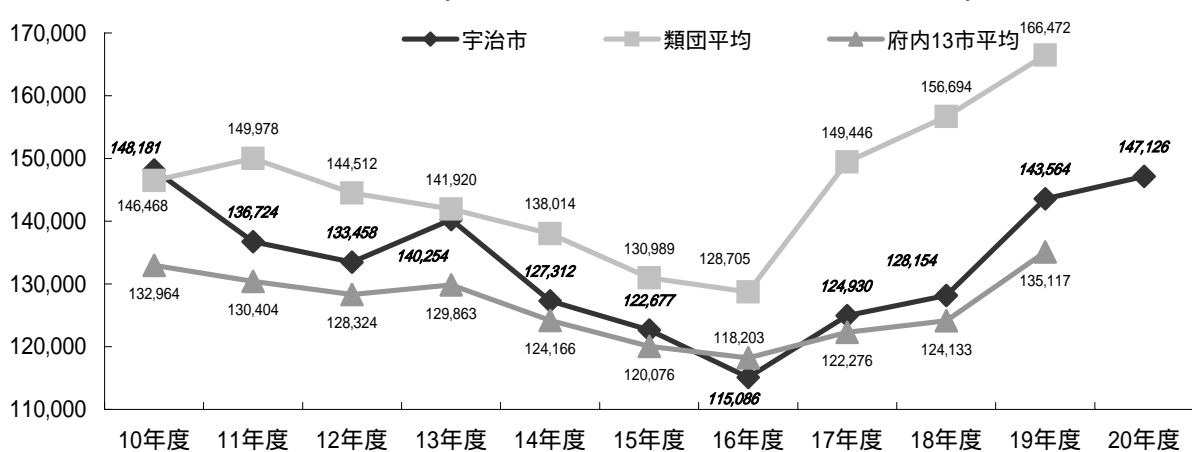
市税収納額と市税徴収率の推移



市税収入は、長引く景気の低迷や減税の影響などにより減少傾向にありましたが、一部の法人の業績が好調なこと、国から地方への税源移譲()等、平成19年度の税制改正の影響等により、平成20年度では、前年度と比較すると、個人市民税と法人市民税を合わせて583百万円の増収となり、平成10年度を上回って過去最高の決算額となりました。

()税源移譲による税率の変更は、増税が目的ではなく、国から地方へ財源を移管するために行うものであり、個人住民税の税率変更にあわせて、所得税の税率も変更され、その結果「個人住民税 + 所得税」の負担額は変わらないようになっています。

【市民1人あたりの市税の推移】(府内13市平均および類団平均との比較)



3 地方交付税

地方交付税総額は前年度より314百万円の減収となり、歳入全体に占める割合は平成19年度の7.0%から平成20年度は6.5%に低下(3,854百万円、 3,540百万円)

< 地方交付税 >

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税です。

普通交付税と特別交付税があります。

< 普通交付税 >

財源不足団体(基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体)に対し交付されます。

< 特別交付税 >

特別の財政事情(台風・地震などの災害に対する財政需要など)に対して交付されます。

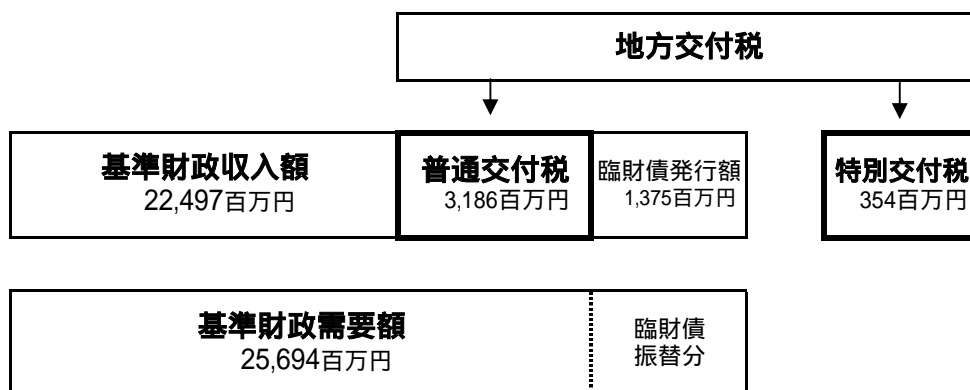
< 基準財政需要額 >

各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算出した額です。

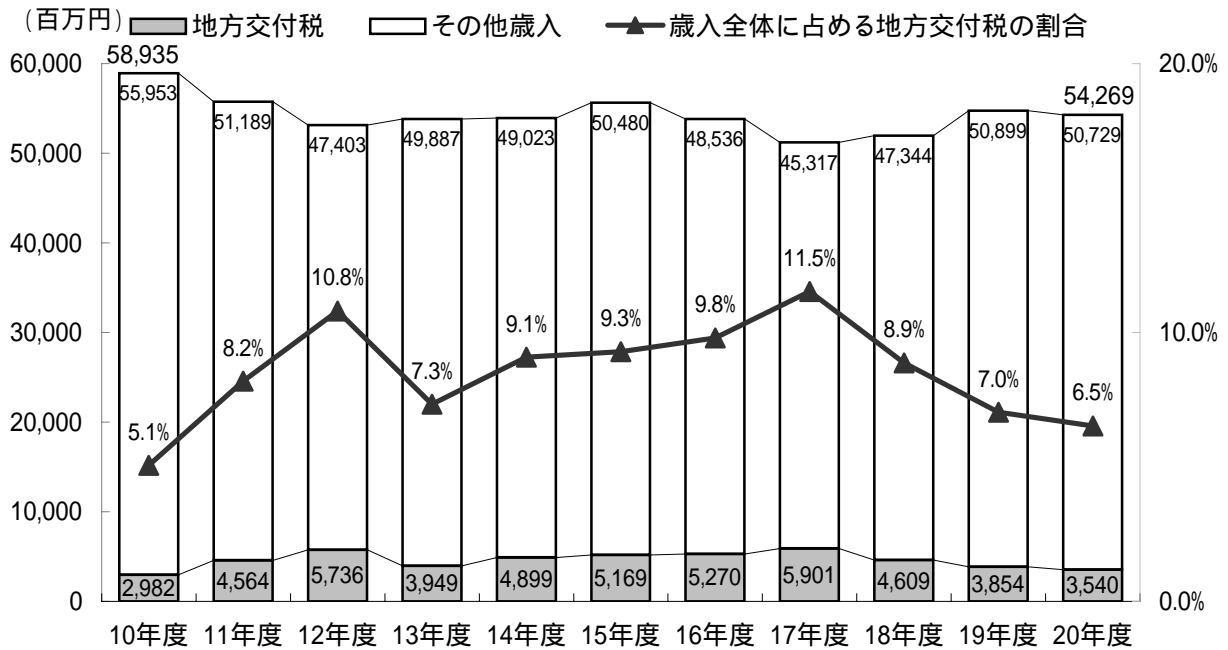
< 基準財政収入額 >

各地方公共団体の財源を合理的に測定するために、標準的な状況において徴収が見込まれる税収入等を一定の方法によって算出した額です。

< 平成20年度 地方交付税の内訳 >

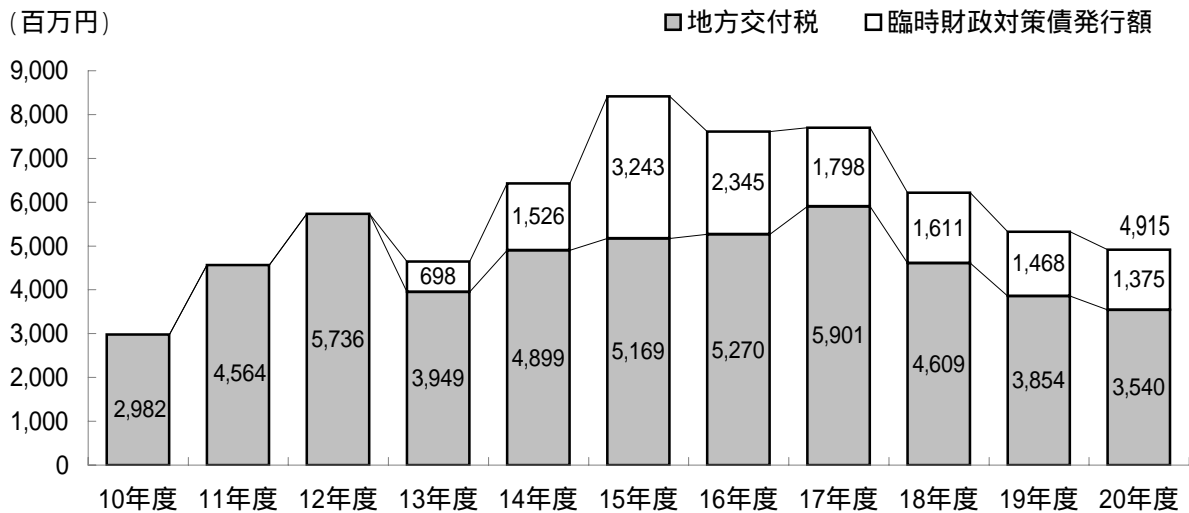


歳入と地方交付税の推移

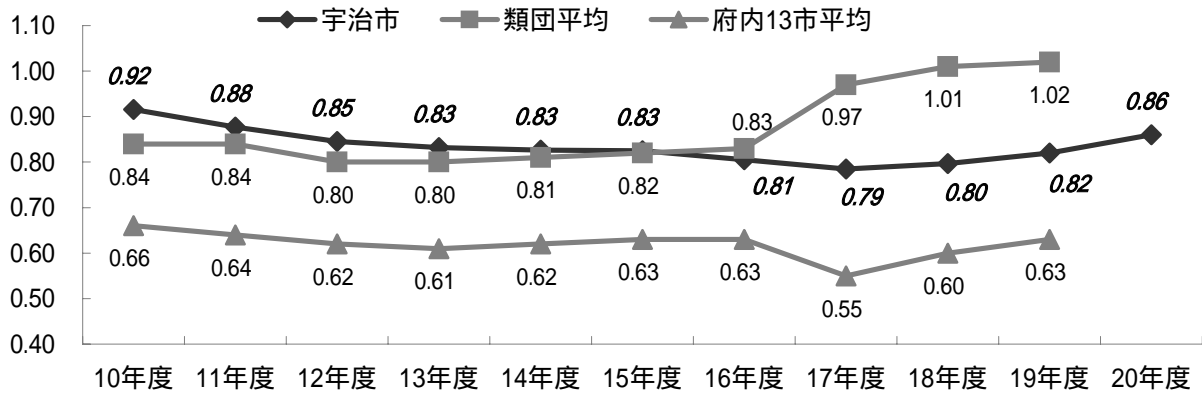


地方交付税、歳入全体に占める地方交付税の割合、ともに3年連続の減少となっています。

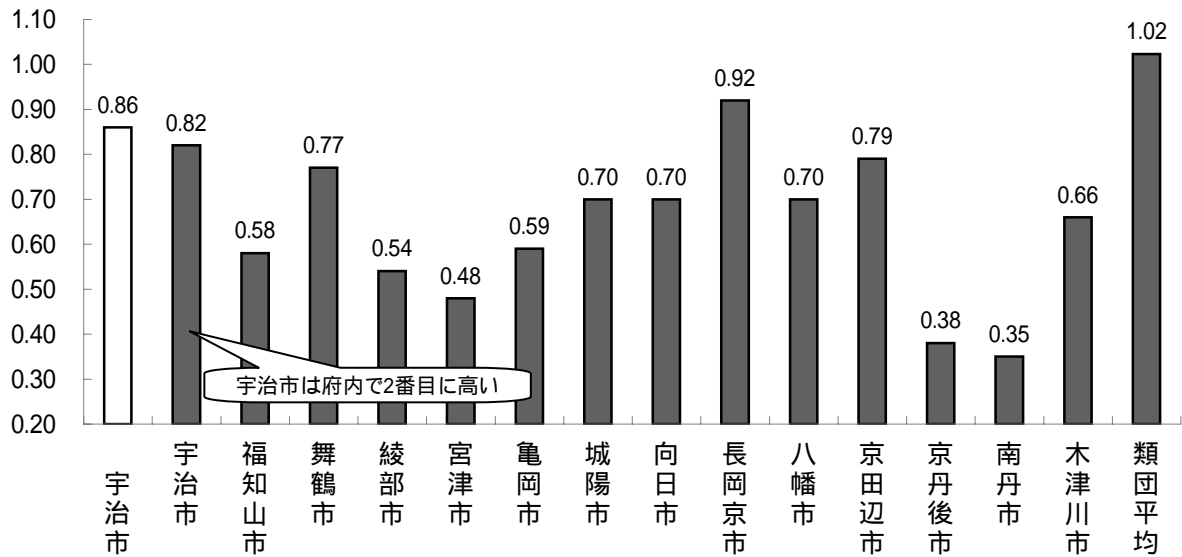
地方交付税及び臨時財政対策債発行額の推移



【財政力指数の推移】（府内13市平均および類団平均との比較）



【平成19年度 財政力指数の比較】（府内13市との比較）



< 財政力指数 >

財政力指数は、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する市税等の割合を示す指数のことで、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヵ年平均値です。

この数値が大きいほど財政力が強いとされており、1未満の団体には普通交付税が交付されません。

4 市債

- (1) 市債現在高は前年度比3.8%減の39,391百万円となり4年連続で減少
(40,950百万円、 39,391百万円)
- (2) 市債発行額は前年度と比較して378百万円減少 (3,124百万円、 2,746百万円)
- (3) 前年度に行った繰上償還の影響などにより、公債費(市債の元利償還に要する経費)は減少

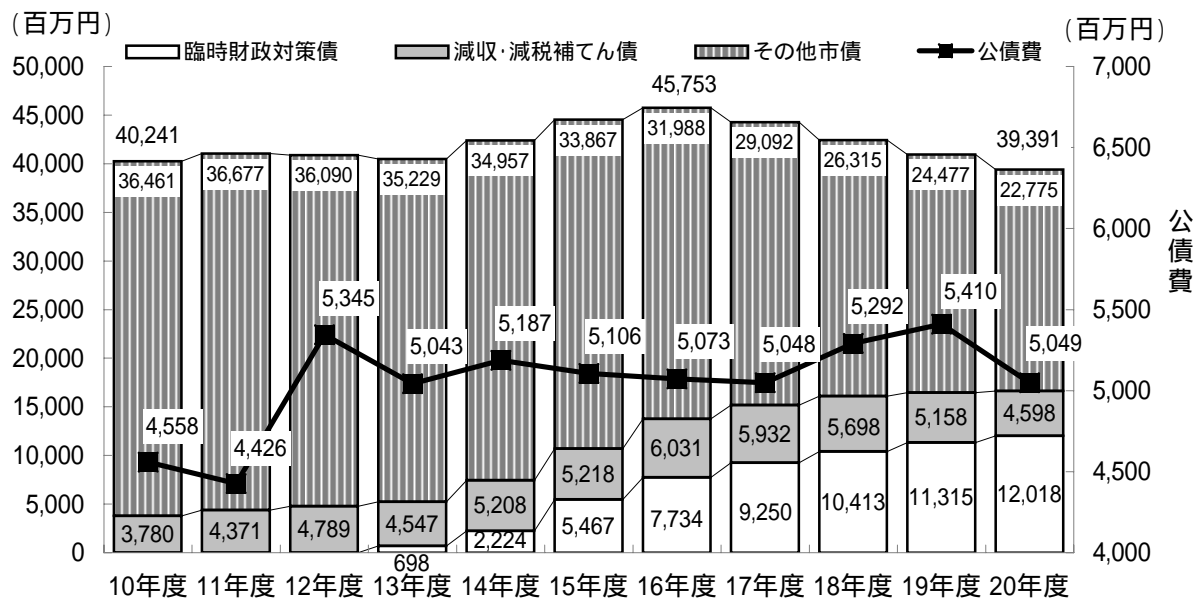
< 市債 >

市債とは、本市が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

また市債は以下のような機能を持っています。

- 財政支出と財政負担の年度間における調整を行う機能
- 世代間の負担を公平化する機能
- 一般財源を補完する機能

市債現在高の推移



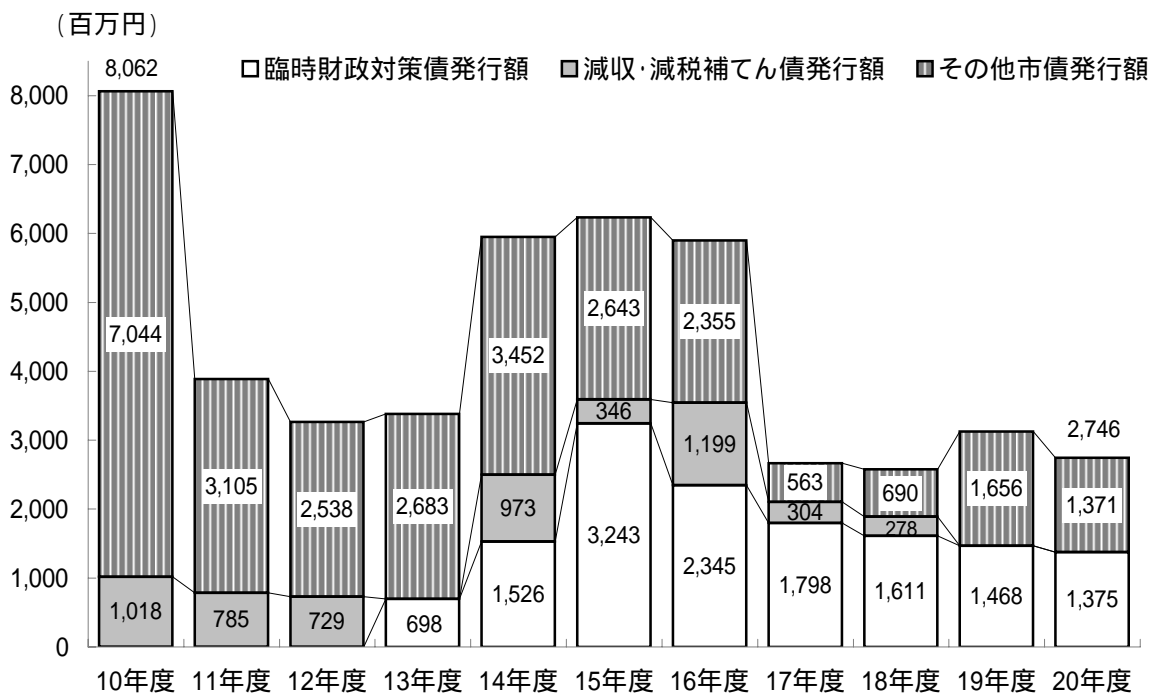
市債発行の抑制に努めた結果、平成20年度末における市債現在高は前年度との比較で3.8%減の39,391百万円となり、4年連続で減少しました。

< 臨時財政対策債 >

臨時財政対策債は、従来地方交付税により交付されていた地方財政の財源不足補てん額について、その一部を市債に振り替えられたものです。平成13年度から発行が認められており、元利償還金の100%が後年度の地方交付税を算定する際に用いられる基準財政需要額に算入されます。

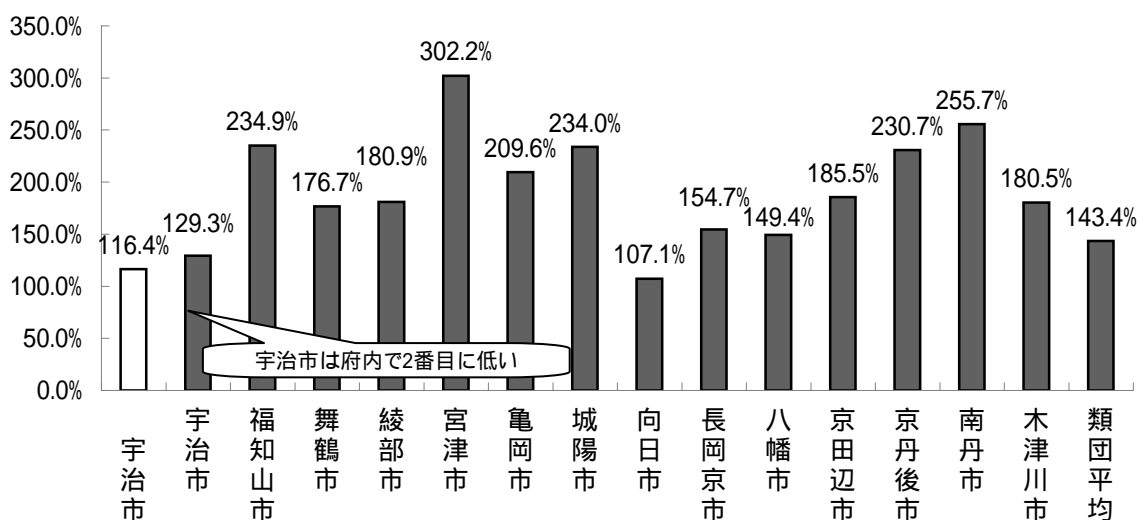
上記の市債は、通常の市債と異なり一般財源として扱います。

市債発行額の推移



市債の発行額は前年度より12.1%減少し、2,746百万円となりました。
 平成10年度以降投資的経費の減少に伴って、その他市債の発行額は減少する傾向にあります。
 平成20年度は、大久保小学校建替事業などが終了したことにより、前年度から17.2%減少し、1,371百万円となりました。

【平成19年度 標準財政規模に対する市債現在高の割合】
 (府内13市および類団平均との比較)



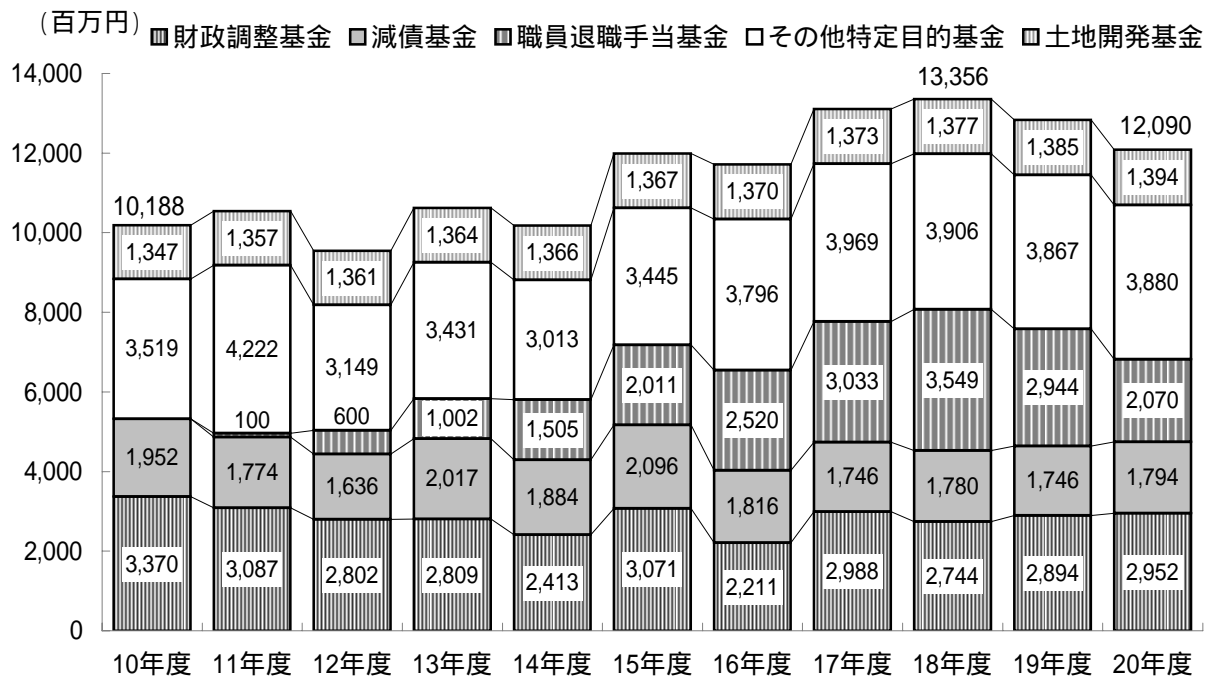
標準財政規模に対する市債現在高の割合を、府内13市などと比較すると、宇治市は府内で2番目に低い数値となります。引き続き市債の適正化を図り、公債費の圧縮を図るため、市債現在高を減少させていく努力が必要です。

標準財政規模...地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう經常的一般財源の規模

5 基金

- (1) 基金現在高は前年度から746百万円減の12,090百万円(12,836百万円、 12,090百万円)
- (2) 経済状況の変動などによる財源不足に備えるための財政調整基金は、前年度から58百万円増の2,952百万円(2,894百万円、 2,952百万円)
- (3) 団塊の世代の大量退職などのために備えていた職員退職手当基金は前年度比29.7%減の2,070百万円

基金現在高の推移



団塊の世代の大量退職などに伴う退職手当の大幅な増加に対応するため、平成11年度から職員退職手当基金を設置しています。職員退職手当基金の現在高は、平成19年度から団塊の世代が大量退職時期を迎えたことにより、取崩しを行い、前年度から29.7%減の2,070百万円となりました。

< 基金 >

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるため、もしくは定額の資金を運用するために設けられるものです。

< 財政調整基金 >

経済状況の変動などによる年度間の財源調整を行うために積み立てられている基金です。

< 減債基金 >

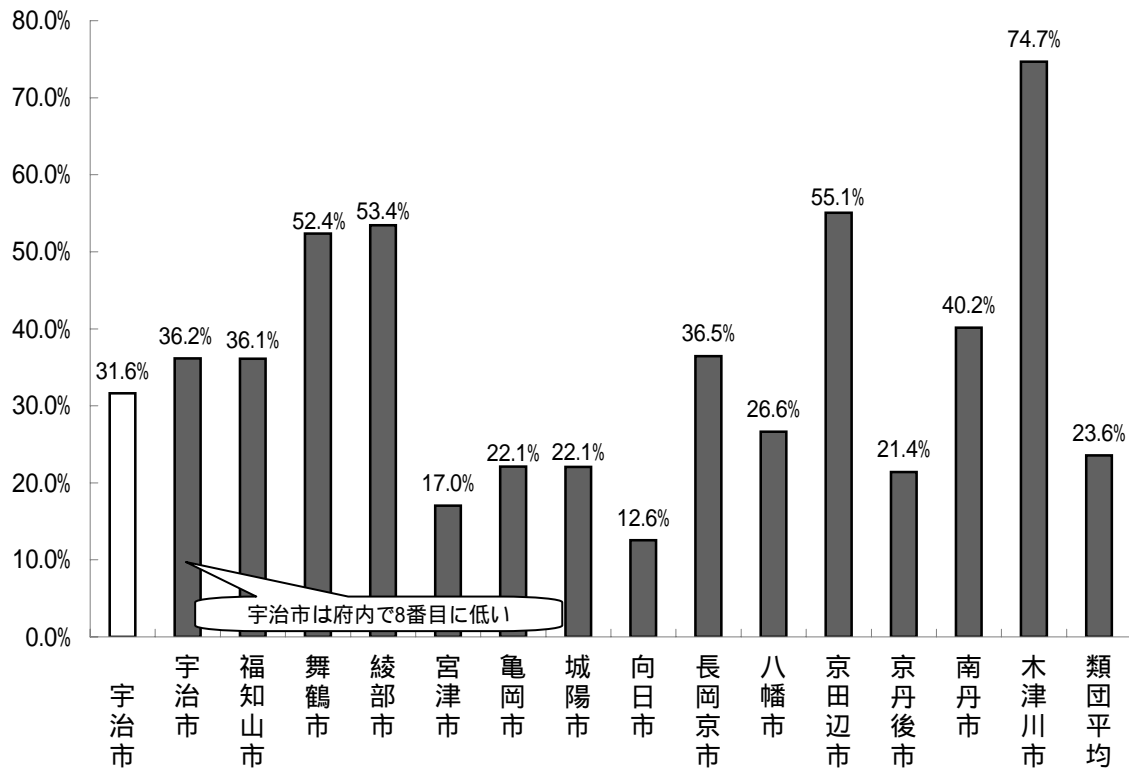
市債の償還を計画的に行うために積み立てられている基金です。

< 特定目的基金 >

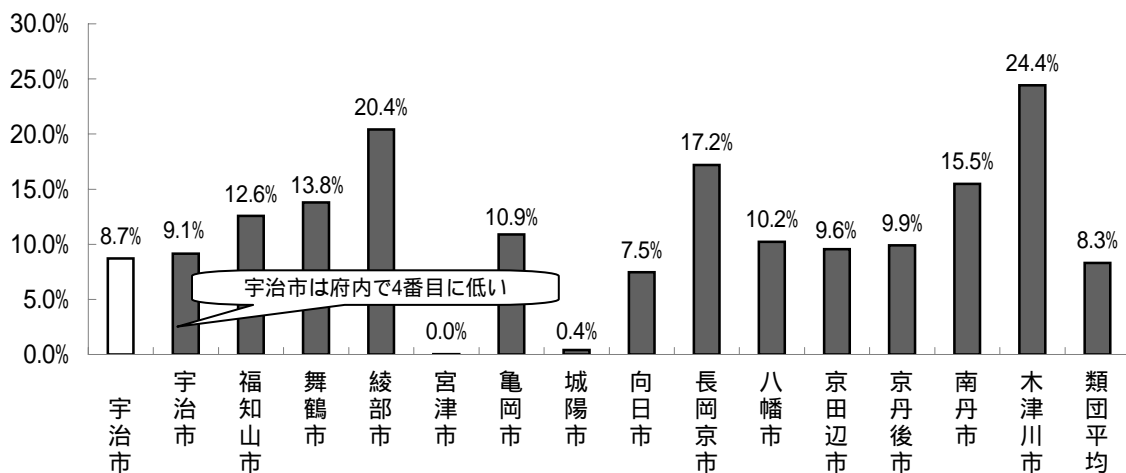
条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、もしくは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産です。

具体的には、庁舎などの建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策のための基金などがあります。

【平成19年度 標準財政規模に対する基金現在高の割合】
（府内13市および類団平均との比較）



【平成19年度 標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合】
（府内13市および類団平均との比較）



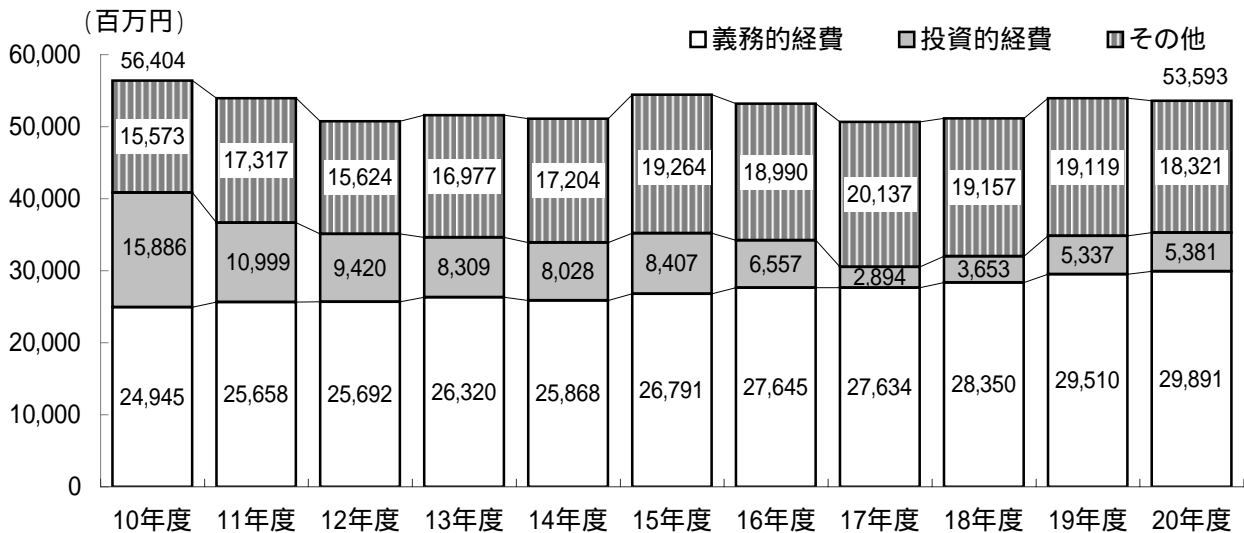
標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合が高ければ、経済状況の変化などに対する対応力があるといえます。本市は、府内13市と比較すると4番目に低い水準となります。厳しい財政状況の中ですが、基金の取崩しに頼らない財政運営が必要です。

標準財政規模...地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう經常的一般財源の規模

6 義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

- (1) 平成20年度の義務的経費決算額は、前年度比1.3%増の29,891百万円
- (2) 義務的経費の歳出全体に占める割合は前年度と比較して1.1ポイントの上昇
(54.7%、 55.8%)

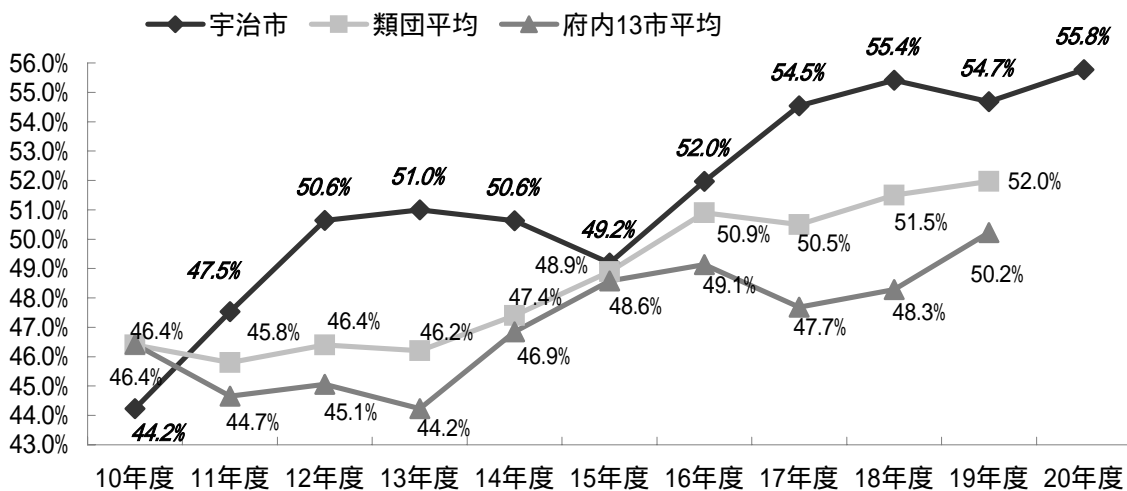
歳出全体に占める義務的経費の推移



< 義務的経費 >

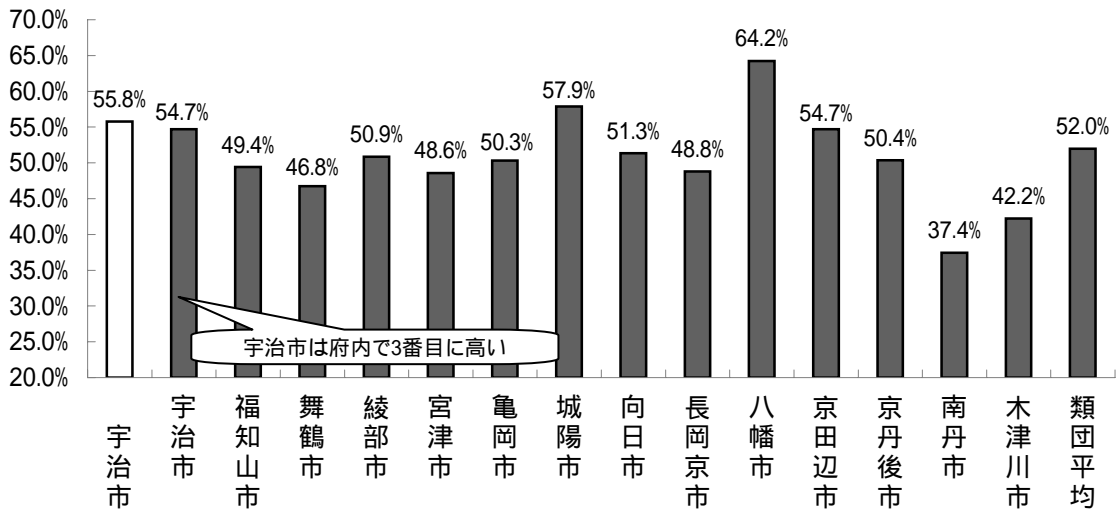
義務的経費は職員給などの人件費、生活保護や高齢者、障害福祉等の扶助費、市債の元利償還金などの公債費からなっており、支出が義務付けられ、任意に削減できない硬直性の強い経費です。

【歳出全体に占める義務的経費の割合の推移】
(府内13市平均および類団平均との比較)

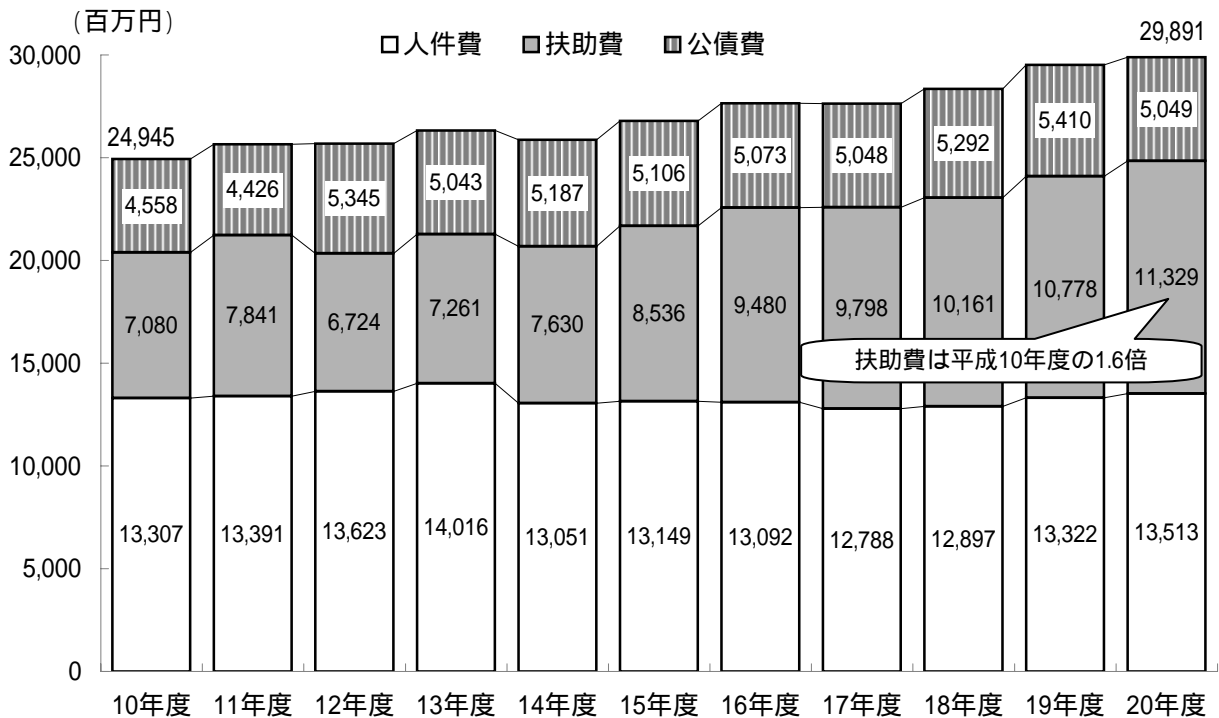


歳出全体に占める義務的経費の割合は、前年度と比較して1.1ポイント上昇し、55.8%となりました。府内13市平均および類団平均と比べると、依然として高い水準となっており、今後も注意が必要です。

【平成19年度 歳出全体に占める義務的経費の割合】
（府内13市および類団平均との比較）



義務的経費(人件費・扶助費・公債費別)の推移

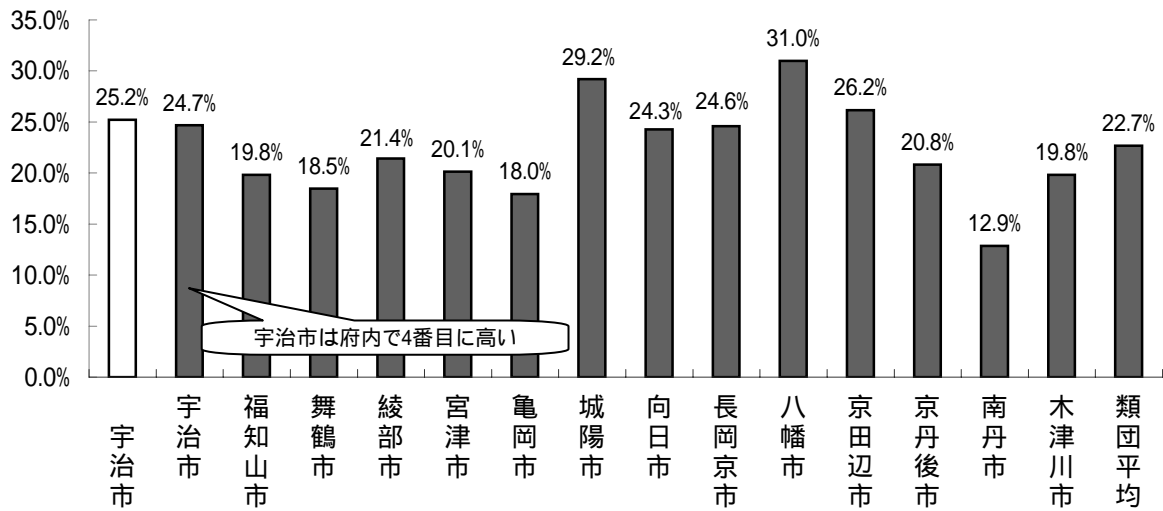


人件費は前年度から1.4%増加し13,513百万円となりました。主な要因は退職者の増加によるものですが、退職手当を除く人件費は減少しています。

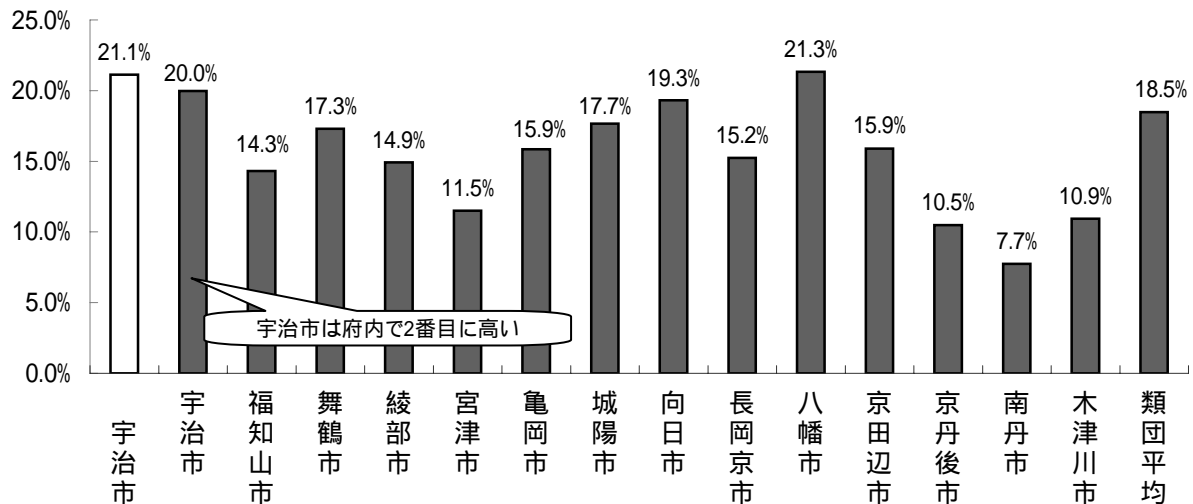
扶助費は平成12年度以降、一貫して増加しつづけており、平成20年度決算では前年度より5.1%増加し11,329百万円となりました。

公債費は前年度に行った繰上償還により6.7%減少し、5,049百万円となりましたが、今後も引き続き5,000百万円を超える水準で推移する見込みとなっています。

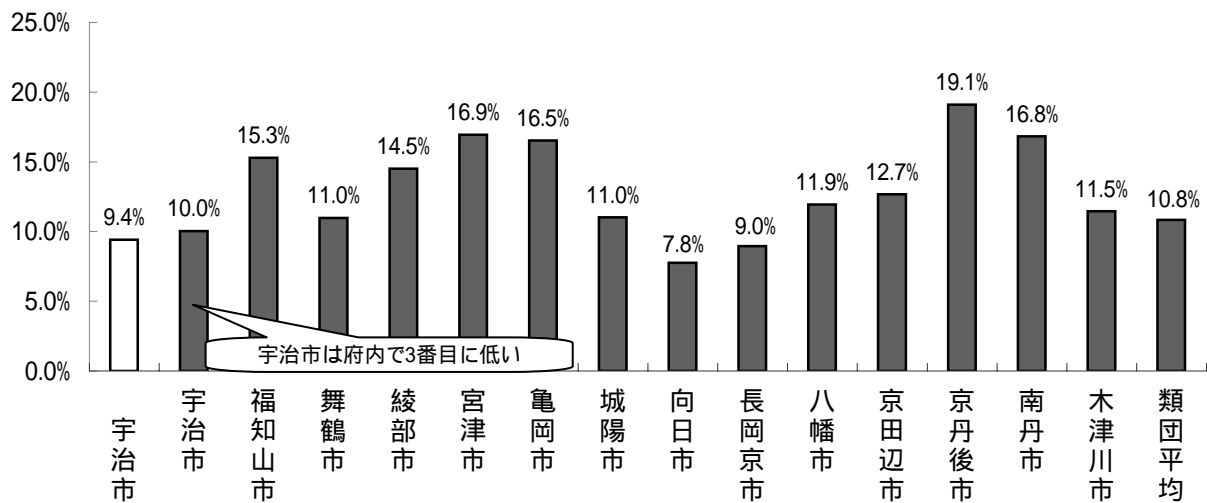
【平成19年度 歳出全体に占める人件費の割合】
（府内13市および類団平均との比較）



【平成19年度 歳出全体に占める扶助費の割合】
（府内13市および類団平均との比較）



【平成19年度 歳出全体に占める公債費の割合】
（府内13市および類団平均との比較）



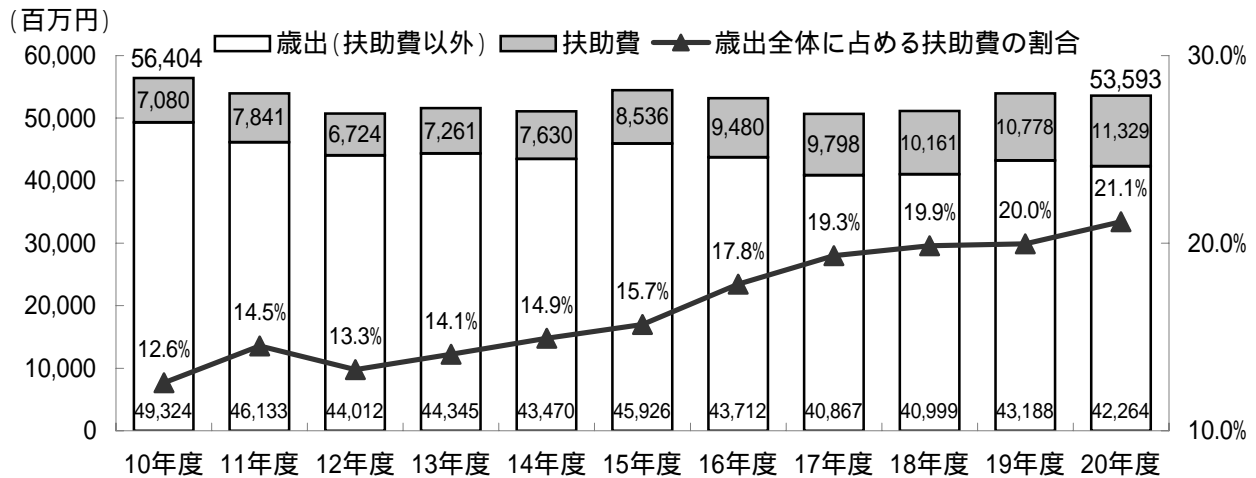
7 扶助費の分析

扶助費は平成12年度以降、一貫して増加し続けており、平成20年度は前年度比で5.1%増の11,329百万円

< 扶助費 >

社会保障制度の一環として、各種の法令(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など)や市独自の制度に基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

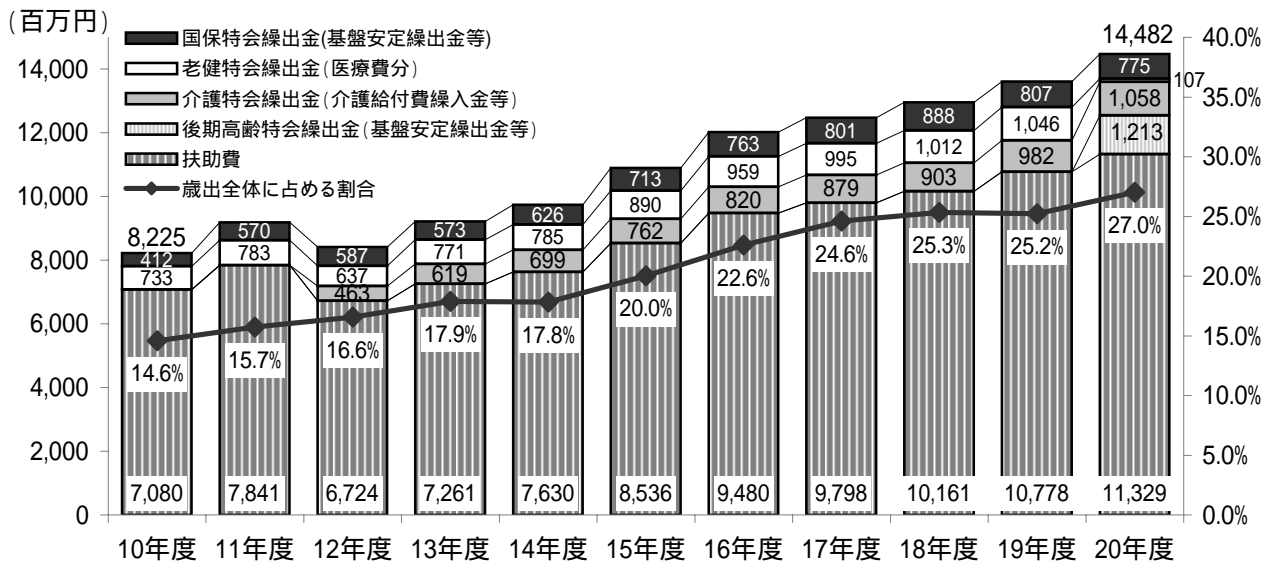
歳出と扶助費の推移



扶助費の決算額は11,329百万円となり、前年度から5.1%の増加(前年度6.1%増加)となり、歳出全体に占める扶助費の割合は前年度から1.1ポイント上昇し、21.1%となりました。

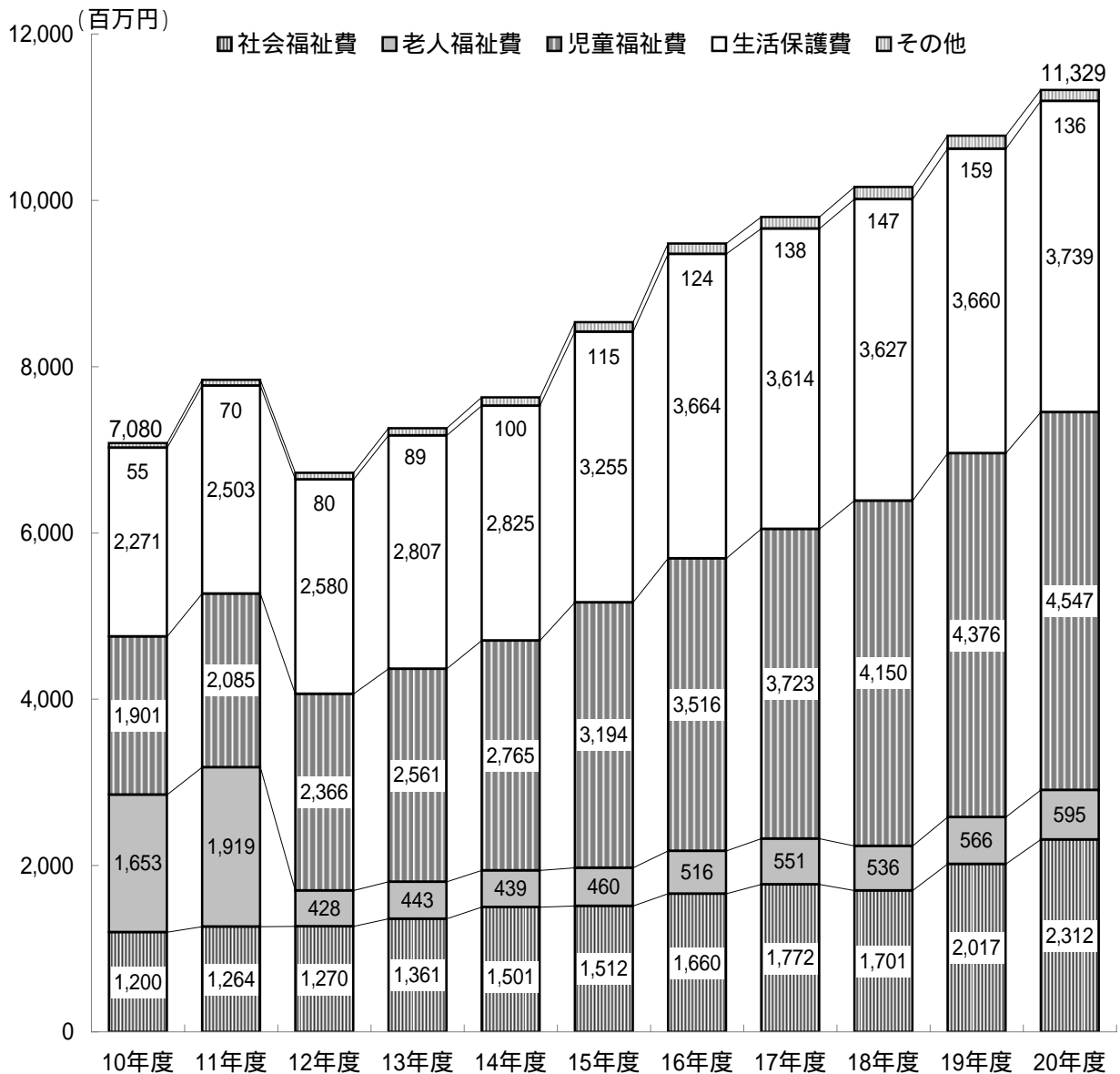
扶助費は、平成12年度の介護保険制度開始により、関係経費が介護保険事業特別会計へ移ったことによって、平成12年度は一時的に減少しましたが、以降は一貫して増加し続けており、財政を硬直化させる大きな要因のひとつとなっています。

扶助費と国保特会・老健特会・介護特会・後期高齢特会繰出金の合計の推移



平成10年度の8,225百万円に対し、平成20年度は約1.8倍の14,482百万円となりました。

扶助費（目的別）の推移



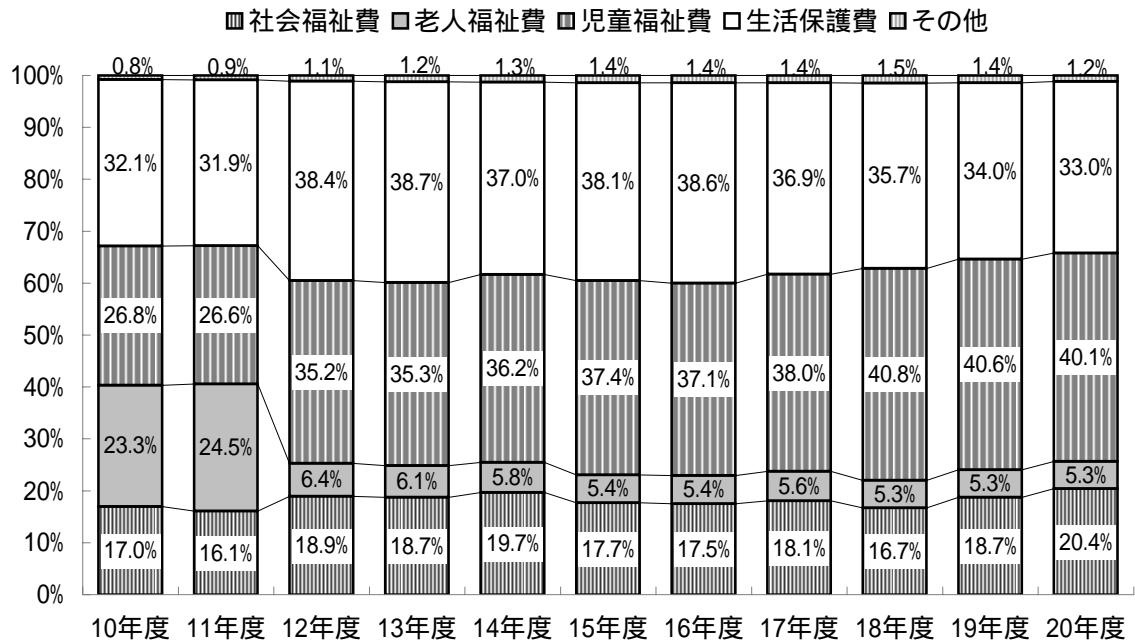
社会福祉費は、福祉医療費支給費、障害者自立支援事業費などの障害福祉などのための経費であり、前年度より14.6%増加し、2,312百万円となりました。

老人福祉費は、重度心身障害老人健康管理費、老人医療費支給費などの高齢者福祉のための経費であり、前年度より5.1%増加し、595百万円となりました。

児童福祉費は、保育所運営費、児童手当費、児童扶養手当費などの児童福祉のための経費であり、前年度より3.9%増加し、4,547百万円となりました。

生活保護費は、医療扶助費、生活扶助費、住宅扶助費などの生活保護のための経費であり、前年度より2.2%増加し、3,739百万円となりました。

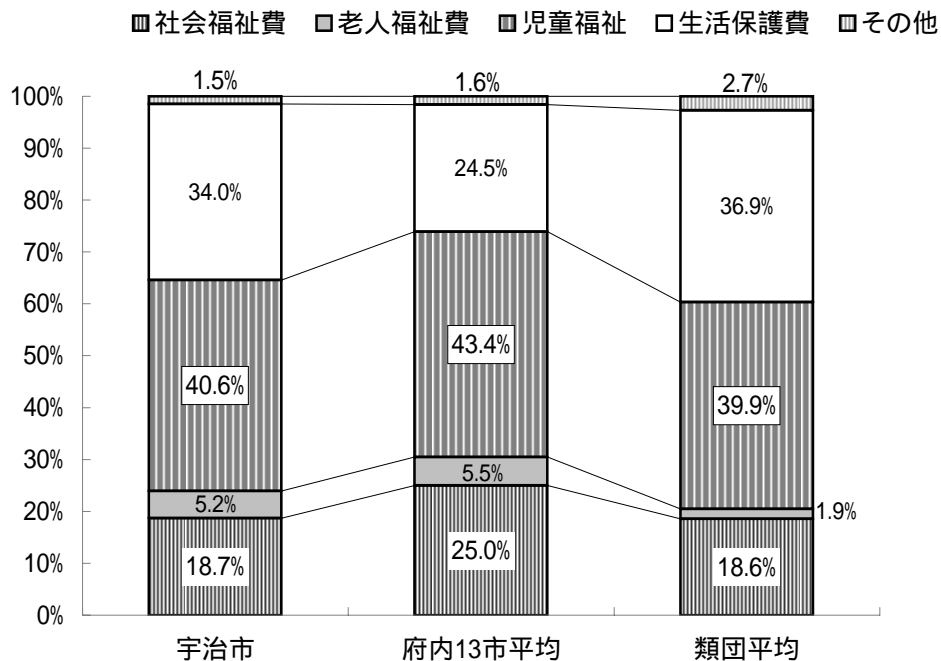
扶助費に占める各目的内訳の割合の推移



平成20年度の扶助費における児童福祉費の割合は、平成10年度から13.3ポイント上昇し、40.1%となりました。

障害者などの扶助費である社会福祉費の割合は、前年度から1.7ポイント上昇し、20.4%となりました。

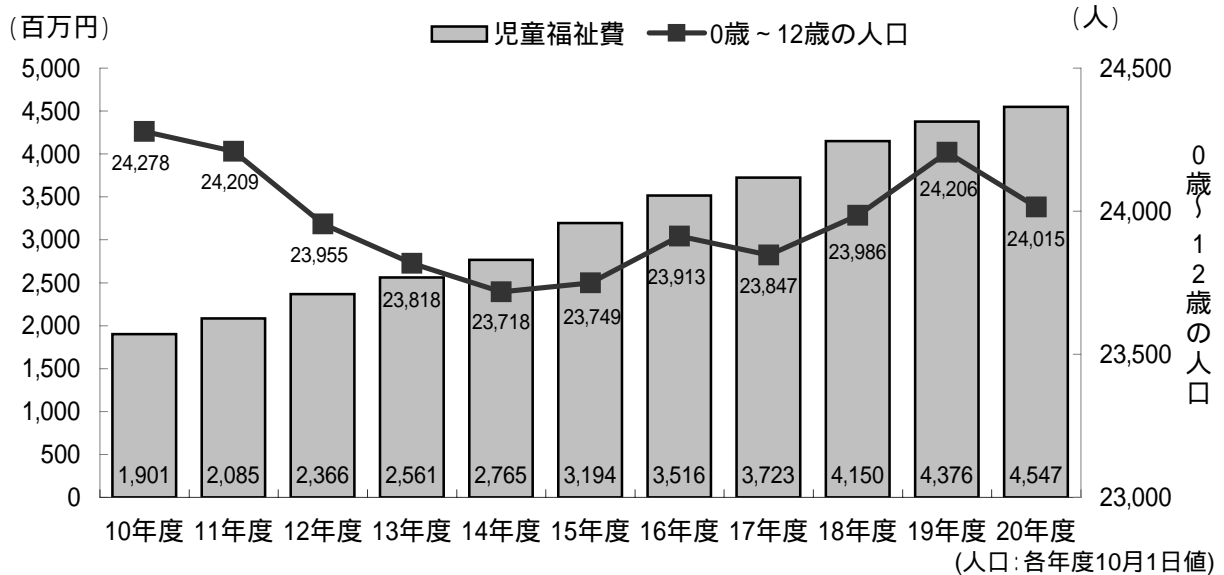
【平成19年度 扶助費に占める各目的内訳の割合】 (府内13市平均および類団平均との比較)



扶助費に占める各目的内訳の割合を、府内13市平均と比較すると、生活保護費の割合が高くなっており、類団平均と比較すると、老人福祉費の割合が高くなっていることがわかります。

児童福祉費

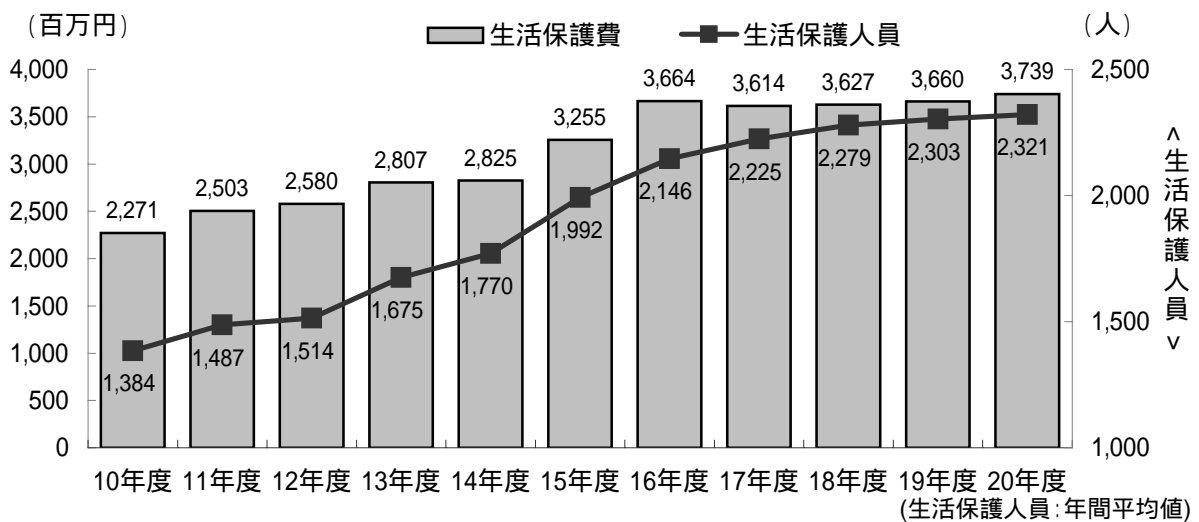
児童福祉費および0歳～12歳の人口の推移



0歳～12歳の人口は、平成20年度には平成10年度の24,278人より263人少ない24,015人となりましたが、平成20年度の児童福祉費は平成10年度の2.4倍の4,547百万円となりました。

生活保護費

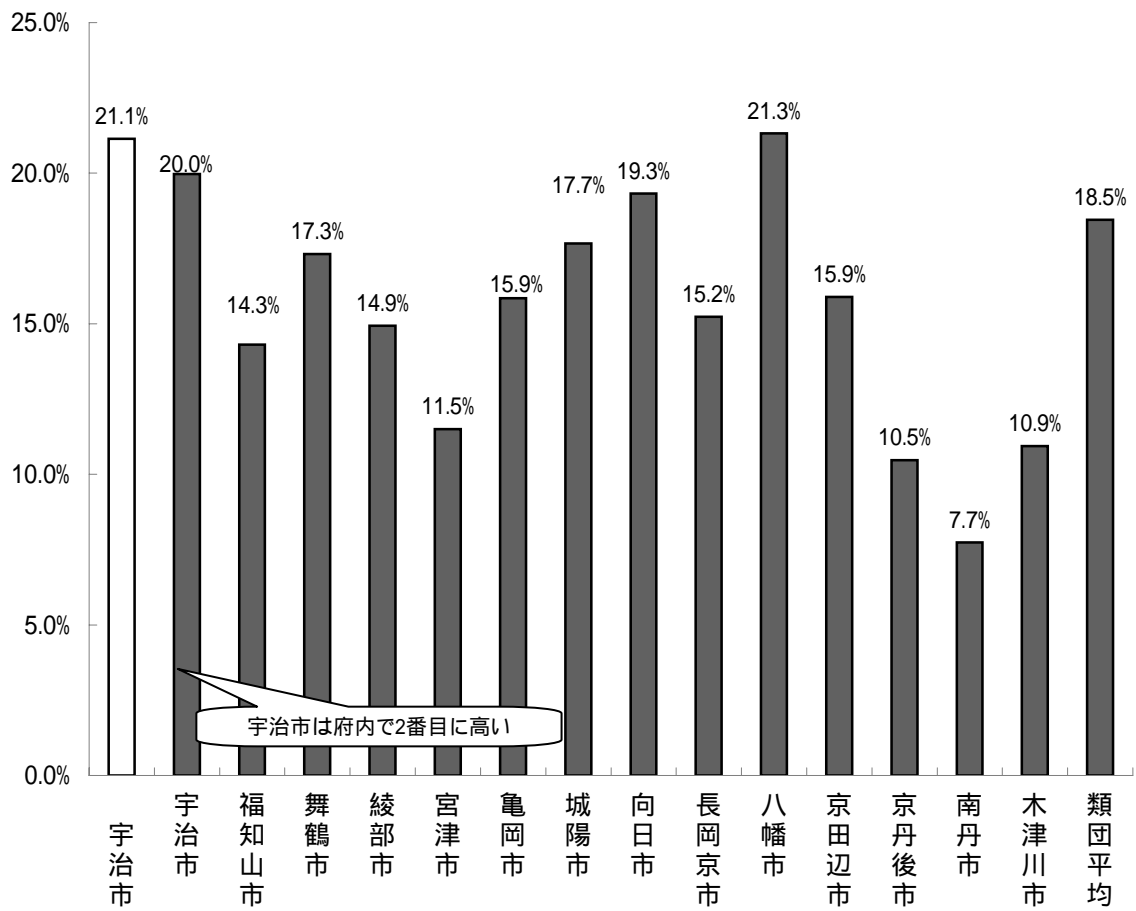
生活保護費および生活保護人員の推移



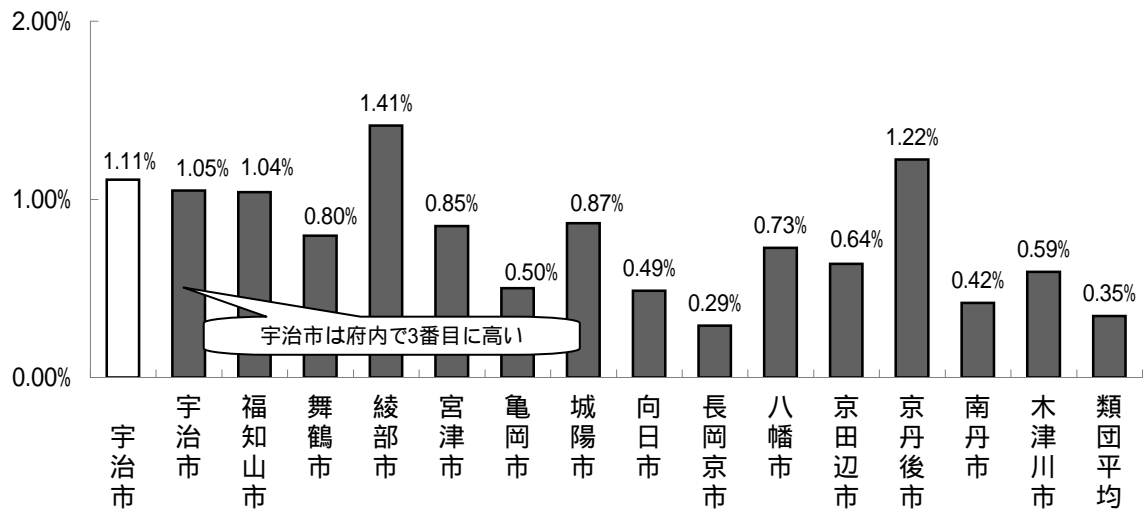
生活保護人員は増加し続けており、平成20年度は2,321人となりました(平成10年度の1.7倍)。

生活扶助一般基準の改定をはじめ、高齢加算額の段階的廃止などの減少要因がある中、生活保護人員数は増加しつづけており、扶助費に係る生活保護費は前年度から2.2%増加した3,739百万円となりました。

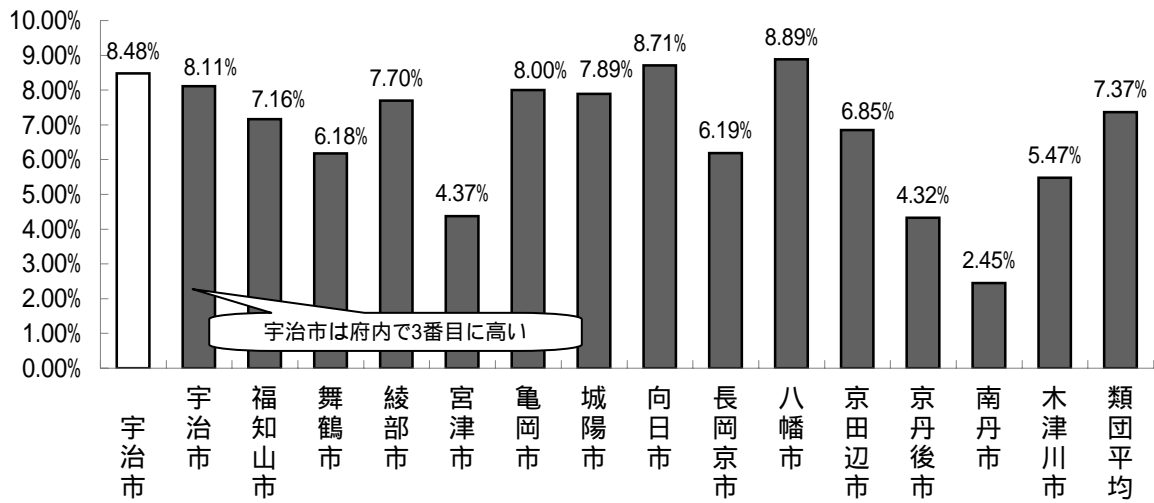
【平成19年度 歳出全体に占める扶助費の割合】
（府内13市および類団平均との比較）



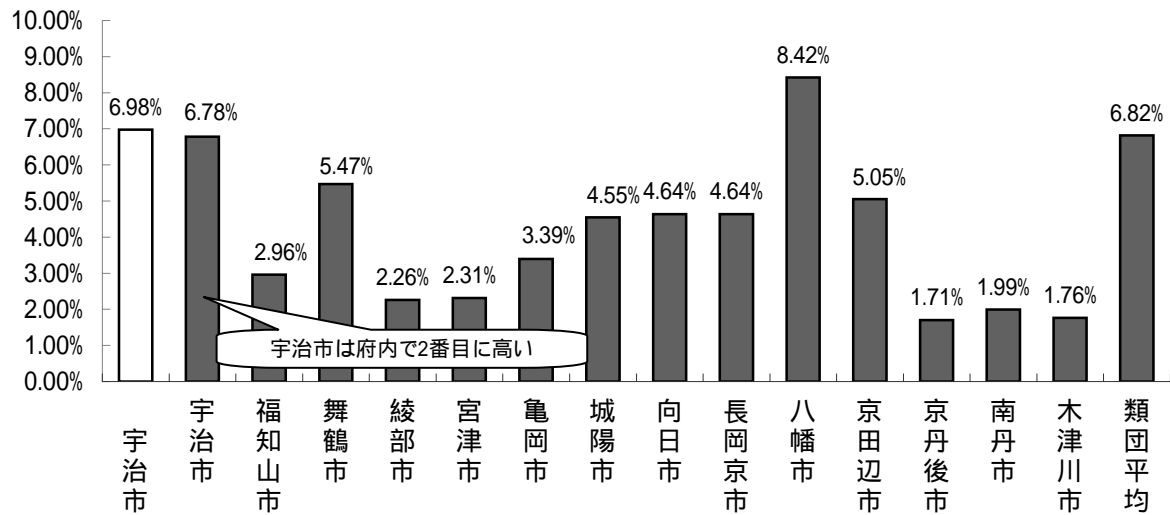
【平成19年度 歳出全体に占める老人福祉費の割合】
（府内13市および類団平均との比較）



【平成19年度 歳出全体に占める児童福祉費の割合】
（府内13市および類団平均との比較）



【平成19年度 歳出全体に占める生活保護費の割合】
（府内13市および類団平均との比較）



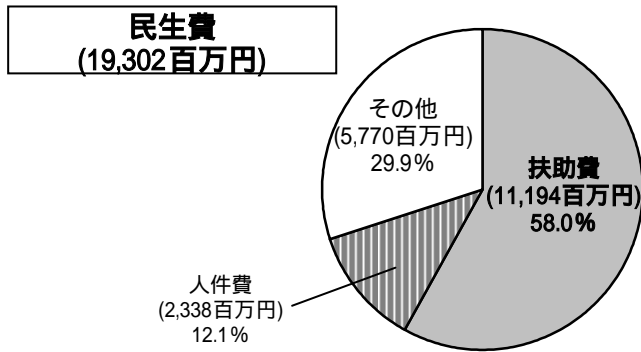
歳出全体に占める老人福祉費・児童福祉費・生活保護費の割合を、府内13市などと比較するとすべて高い水準となっており、今後も扶助費のあり方を検討していく必要があると考えられます。

< 扶助費と民生費 >

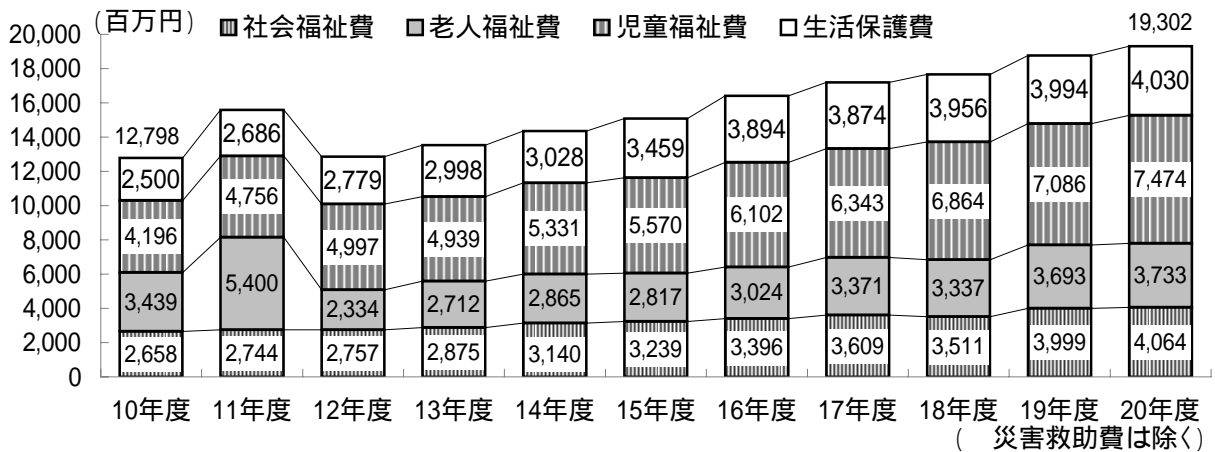
扶助費は、社会保障制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

民生費は、行政の目的別に分類した経費であり、社会福祉の充実を目的に使われた経費で、先ほどの扶助費だけではなく、人件費や、保育所、地域福祉センターなどの福祉施設の整備や運営などの経費も含まれています。

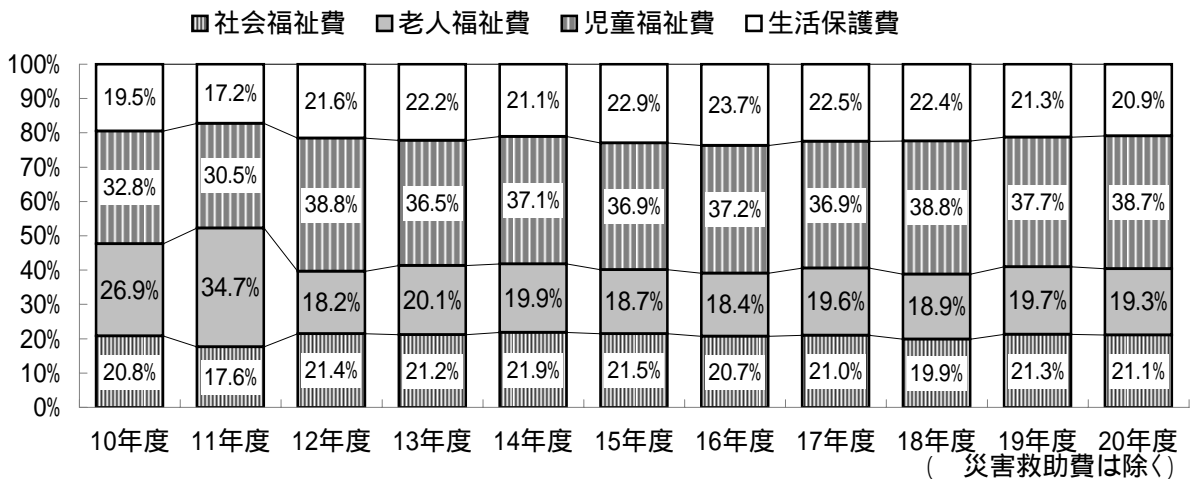
平成20年度民生費に占める扶助費の割合



民生費（目的別）の推移



民生費（目的別）に占める内訳の割合の推移



宇治市の家計簿

市の歳入・歳出決算額を1/10000にして、一般家庭に例えると・・・

収入 543万円		【前年度比 5万円減】
給与などの収入	457万円	【前年度同額】
	市の基本的な収入となる市税、譲与税・交付金、使用料、手数料、国府支出金などです。	
預貯金の引き出し	15万円	【前年度比 2万円増】
	市の基金からの取崩しです。	
親からの仕送り	35万円	【前年度比 3万円減】
	国基準よりも歳入が少ないために国から交付される地方交付税です。	
借入れ	家・車購入のため 14万円	【前年度比 3万円減】
	道路整備、市営住宅、小学校改築などの費用の借金です。	
	生活資金のため 14万円	【前年度比 1万円減】
		【前年度比 1万円減】
		【前年度比 1万円減】
国の財政危機・減税施策のための借金です。国が配分する地方交付税の資金がないため、不足分を国と市で半分ずつ借金している形となっています。		
前年度からの繰越金	8万円	【前年度同額】

支出 536万円		【前年度比 4万円減】
生活費など	237万円	【前年度比 5万円増】
	光熱水費をはじめ、人件費や扶助費、維持補修費などです。	
子どもの教育費など	112万円	【前年度比 1万円減】
	教育費や民生費のうちの児童福祉費です。	
保険料・下水道費用	58万円	【前年度同額】
	一般会計から特別会計(国民健康保険・老人保健・介護保険・公共下水道など)への繰出金です。	
預貯金の積立	4万円	【前年度比 2万円減】
	年間の基金への積立額です。	
家や車の購入	54万円	【前年度比 1万円増】
	道路・河川の整備や学校の大規模改修の費用です。	
貸付金など	20万円	【前年度比 4万円減】
	貸し付け事業(宇治市低利融資事業、土地開発公社への貸付金など)の費用です。毎年度末には返還されます。	
ローンの返済	51万円	【前年度比 3万円減】
	これまで借金した分の元利金払いです。	

預貯金と借金の状況		
預貯金残高	121万円	【前年度比 7万円減】
	平成20年度末の基金の現在高です。	
借金残高	394万円	【前年度比 16万円減】
	平成20年度末の市債現在高です(利息は含みません)。	